

②給水装置工事主任技術者等の研修会受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

過去5年以内の受講の有無

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体名	受講年月日
〇〇 〇〇	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	2022年7月20日
△△ △△	自社内研修 〇〇に関する業務研修	2021年7月23日
受講者名については、公表対象外とします。	自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めません。	
e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなどで確認可能。		
可の場合は、公表を可能としていることから掲載します。受講者名は公表対象外です。		
上記の内容の公表の可否（公表には、市ホームページへの掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

給水装置工事に主に従事した者

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合はチェック欄にし点

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

○過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	給水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
		※保有している資格等		
○○ ○○	○	○	講習会修了者	2022
△△ △△△	○	○	検定合格者	2022
社員A	○	×		2022
雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。 ※氏名については、非公表。				
上記内容の公表の可否(公表には、市ホームページへの掲載を含みます。)				
可・不可		不可の場合は、非公表を希望として掲載しません。		

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称を含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する、配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

①指定給水装置工事事業者の業務内容の対応工事種別（新設・改造）、漏水等修繕対応の作業基準

【別表】

種別	作業基準
新設	給水装置の新設に係る工事を一括して施行することができる。
改造	給水方式・水道管（給水管）の口径・配管などの変更に係る工事を一括して施行することができる。
屋内給水装置の修繕	屋内給水装置の異常・漏水・老朽化等の故障に関する一連の修繕工事を施行することができる。
埋設部の修繕	埋設部の給水装置の異常・漏水・老朽化等の故障に関する一連の修繕工事を施行することができる。